

令和5年度決算審査特別委員会報告書

令和6年9月12日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和5年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和6年9月26日

七飯町議会議長 木下 敏 様

令和5年度決算審査特別委員会
委員長 池田 誠 悦

記

1 事件名

- (1) 認定第1号 令和5年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第2号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第3号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第4号 令和5年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第5号 令和5年度七飯町水道事業会計決算認定について
- (6) 認定第6号 令和5年度七飯町下水道事業会計決算認定について

2 審査の経過

令和6年9月12日、13日、17日、18日、19日、20日、25日、26日の8日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、教育監、統括監、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査を行った。

3 審査の結果

(1) 認定第1号 令和5年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 不認定
- ◇ 概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	12,762,758,914
2.	歳 出 総 額	12,508,422,885
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	254,336,029
4.	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	47,805,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	47,805,000
5.	実 質 収 支 額	206,531,029
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

本会計の歳入総額は12,762,758,914円、歳出総額は12,508,422,885円で、歳入歳出差引額は254,336,029円で、翌年度へ繰越すべき財源47,805,000円を差し引いた実質収支額は206,531,029円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は121,638,080円の赤字であるが、これに財政調整基金への積立金85,000,000円、町債の繰上償還金122,361,000円を加え、財政調整基金取崩額45,000,000円を差し引いた実質単年度収支額は40,722,920円の黒字である。

町長への総括質疑及び答弁は以下のとおりである。

1. 道の駅「なないろ・ななえ」指定管理料について

質問①：指定管理料23,452,000円の内容について、資料要求した令和5年度の管理に係る収支計画書の浄化槽保守・清掃業務委託では3,261,000円を計上しており、業務内容として、点検24回、汚泥引抜24回、水質検査2回となっていたが、実際には汚泥引抜においては16回しか行なわれておらず、決算報告書では2,119,200円となっており、1,141,800円の差額が生じている。しかも判明したのが決算期に確認したと答弁があった。

指定管理料は本業務実施の対価として支払われるものであるが、本来実施する業務を行わず、確認、指導もなく、指定管理料が支払われていることに対して問題があると思われる。

現在、BODの数値を下げるための対策を行なっている中、町は管理責任者の立場としてどのように考えているか。

質問②：指定管理者との協定について、基本協定では協定内容に変更があった場合においては変更することができるとなっているが、年度協定では増減について清算は行わないとなっている。

複数年にわたる協定等については基本協定が複数年分の基本となる協定であり、年度協定は基本協定に基づいた単年度の細目協定であることが基本であると思うが、なぜ、差異が生じているのか。

いかなる契約や協定においても、受注者は発注者に対して、疑義や変更が生じた場合には協議の上、変更することが基本であり、未執行項目事項に対し支出することは契約不履行であり、このようなことはあってはならないことと思うが、事務執行は適正といえるのか。

答弁：①、②について、合わせてお答え致します。

ご質問のありました、基本協定及び年度協定においては浄化槽の保守点検と清掃業務を年間各 24 回実施する旨の位置づけにより指定管理料を積算し支出しているところでございます。

しかし、令和5年度の決算の状況においては指定回数 24 回のところ 16 回の実績であり、8 回分が不足となっている状況でございました。

BOD基準値を上回っていた状況を踏まえ、指定回数に満たない清掃業務の実績においては、「年度協定による清算は行わない」との解釈とは異なるものであると捉えております。

町としましては清掃回数の不足等の課題に対しまして、その認識が欠落していたことや、確認、指導を怠っていたことについて、深く反省するところでございます。大変申し訳ございませんでした。

2. 七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験について

質問①：当初の予算に対し、最終的な執行率が約 14%とあまりにも少なく多額の不用額を出した。また、この事業を始めた時に、年間に換算すると1億5,000万円かかるため、町として年間を通した事業はできないと発言していたが、この実証実験を何故、実施したのか。結果と責任をどう考えているか。

答弁：何故、このような事業を実施したのか、ということですが、町内公共交通の問題点として、高齢化により運転を控え、高齢者の外出機会が減少していることが想定される点や傾斜地が多く、駅やバス停までのアクセスが不便である点、地域によっては自動車やタクシーなどの移動手段を利用しないと施設までの移動が難しい点、地形的に駅やバス停までのアクセス距離が遠い町民が市街地にも多く存在する点などが以前より掲げられておりました。

これらのことを踏まえ、各地区の特性を踏まえた移動支援・負担軽減策の実施を推進するため、70歳以上の運転免許証非保有者に対する七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験について、活性化協議会及び議員全員協議会に情報提供を実施した上で、令和4年第4回七飯町議会定例会に補正予算として上程し、令和4年12月9日付けで可決頂き、同実証実験を行ったものでございます。

実施した結果につきましては、実証実験の実績により利用人数や、利用枚数、利用内容がある程度把握され、当初見込んでいた利用よりも少ない結果とはなりましたが、一定の利用があったため、実証実験の結果も踏まえ、今後ハイヤー・タクシー運賃負担軽減事業の本格実施に向けて検討し、具体的な実施内容についてお示ししてまいりたいと考えております。

質問②：この実験は利用者予想3,300人とし、500円のタクシーチケット32枚つづりで1人16,000円の補助で実施したが、利用は1,276人、延べ15,788人の利用に終わったが、この事業の評価をどう認識しているか、また、この事業の目的は何だったのか、今後の町内の公共交通の改善にとってどんな問題、課題が明らかになったのか伺いたい。

答弁：実証実験の予算額については、令和4年度からの初めての試みであり、70歳以上の運転免許証非保有者数の把握や、実際にどの程度の利用があるかを見極めるのが困難であったため、結果的に利用者や利用枚数が予算より大幅に少ない実績となっております。事業の目的に関しましては①でもお答えした「何故、このような事業を実施したのか」という部分の答弁と重複しますので先ほどの答弁に代えさせていただきますが、問題、課題があったのか、ということですが、利用者からはこの取組に対し非常に助かったという意見もあった中、1度に使える使用枚数の制限や1枚の利用券の金額、今回の実験期間が短期間だったため利用しきれないなどの意見も頂き、今後事業を実施するに当たっての問題、課題として捉えております。

3. 社会教育施設整備事業について

質問①：社会教育施設整備検討委員に対し、体育館・図書館建設を前提に道内視察を実施した直後に図書館建設を先延ばししたことは不必要な予算執行をしたと考える。検討委員会に対し、議事録を見ると町の考えを押し通しているように感じ、検討委員の意見が反映されていないように思われ、委員の失意を招いたことをどう考えているか。

また、長寿命化工事や学校空調設備、物価高騰等を理由に、図書館の建設を延期しているが、計画自体が甘かったのではないか。

答弁：社会教育施設整備検討委員会は、当初、令和5年度中に基本構想・基本計画の策定を目指して、先進地の視察を含め検討を重ねてまいりましたが、町の財政状況を考慮した結果、図書館及び町民プールの整備は先送りせざるを得ないとの判断に至りました。

その結果、図書館については基本構想のみを策定することとなりましたが、現状の図書室の課題も整理され、新図書館にはその役割を十分果たせるような図書館機能について検討委員会でご意見をいただいております。

これまでの検討委員会での議論や先進地の視察などは、現在進めております公共施設の再編に伴う文化センター等への、図書機能の充実にも参考とさせていただいており、不必要な予算執行とは考えておりません。

また、検討委員会では、町の提出した資料や素案をもとに議論いただいております、町の考えを押し通しているということではございません。

図書館整備は先送りとしましたが、この基本構想を踏まえて、多くの皆様が今まで以上に図書に親しんでいただけるよう図書振興を進めてまいります。

また、図書館建設の延期についてですが、昨夏の猛暑における学校へのエアコン整備が急務となったこと、社会教育施設整備の検討と同時期に七飯中学校長寿命化改修工事のための調査設計委託業務を実施しており、施設状況、また省エネの観点、当初の総合計画策定時に想定した以上に、多額の事業費となることが判明し、財政状況等を総合的に勘案した結果、図書館建設を先送りせざるを得ないと判断いたしました。

質問②：社会教育施設整備基本構想・基本計画策定委託料について、そもそも策定委託の設計図書等発注内容はどのようなものか。

また、令和5年度、令和6年度の2ヶ年で策定業務を委託しており、5年度は3割、6年度は7割の出来高払いを考えているようだが、図書館の先送りやプールの凍結など実施に不均衡がある。とりわけ、図書館建設の基本計画を削除することとしているが委託料の変更はないのか。また、出来高払いなのか、概算払いなのか、精算払いなのか。

答弁：策定業務の発注内容で、初めに基本構想では「概略施設計画の設定」として、施設の現状と課題の整理や新施設に導入される用途・機能。「基本方針」として、コンセプトや役割など検討委員会において議論いただくための資料作成。

次に、基本計画では「事業計画策定」として事業の年次計画と共に概略事業費の算定など、また「建築施設計画」として施設の構成や各室の規模を検討し、平面・断面計画を作成することとしています。

これらの事項のほか、検討委員会運営支援として、検討委員会での議論

が、深まるよう協議資料の作成を委託しています。

また、七飯町契約規則第 37 条、七飯町業務委託事務取扱要綱等に基づき、業務委託料 495 万円のうち、3 割以内の 148 万円を前払金として、契約締結時に支出しています。残りの 347 万円は、繰越明許補正をしており、業務完了後に支払うこととしております。

また、検討委員会の開催回数の増加に伴う委託期間の延長及び検討委員会支援業務の増加、図書館整備にかかる基本計画業務の削除に伴い設計変更を行っております。

なお、この設計変更による業務委託料の増減はありません。あくまで、繰越明許事業でありますことをご理解頂きたいと思っております。

4. 町内イベント補助金等の支出について

質問：今まで予算審査特別委員会や定例会で、イベントの補助金は 1/2 程度と答弁してきた。決算を見ると、90 パーセント以上支出をしているイベントがあるが答弁の整合性はあるのか。

また、七飯町が支出する補助金等のうち、主にイベント関係などに対する交付金・補助金・負担金等について、負担割合や支出割合に統一性がなく、各事業において、要綱や要領に基づいて交付されているのか。各事業に対しての清算行為はどのように行われているのか。

答弁：イベント補助の考え方につきましては、これまで答弁してきましたとおり、1/2 程度の補助率としております。しかしながら、コロナ禍においては「国外」あるいは「道内外」からの観光客が外出制限等の措置が加わる中で激減し、さらには令和 4 年 4 月に起きた知床遊覧船沈没事故による風評被害等により、大沼地域における観光産業の回復に、さらなる追い打ちをかけるような状況となり、関係事業者はじめ観光関連団体との意見交換でも、観光客誘客への取り組みに対する支援の要請があったことから、緊急的な支援として新企画のイベントを令和 4 年度から 6 年度にかけての 3 年間において時限的に支援しているものでございます。

なお、ご質問にある 1/2 の補助金額の考え方については、これまでに補助要綱の整備がなかったことから、より明確にするよう議員の皆様のご意見も伺いながら要綱の作成を進めてまいりたいと考えております。

5. 七飯町高齢者入浴助成事業補助金について

質問：毎年 1 指定温泉施設に 500 万円を支出しているが、70 歳以上の対象者 1 人 200 円の補助を入浴人数の実績に基づいて補助するのが本来の形ではないか。

また、1 事業者に予算の範囲内 500 万円で補助するのであれば交付要綱の見

直しが必要ではないか。

答弁：補助金の額については、令和4年度に補助事業を開始する際に、事業者と協議を行い、高齢者入浴助成事業の対象者1回の利用につき200円として対象者数25,000人を上限に交付することとしており、令和5年度につきましても、利用実績が25,003人であったことから、令和4年度と同額の500万円で事業者から補助申請がありました。

補助金の額については、対象者の利用状況を踏まえ、今後、対象者数が増加していくようであれば、改めて事業者と協議を行い、交付要綱や予算の見直しを含め検討していくことと致します。

6. 町長交際費について

質問：町内神社例大祭に支出している金額が1神社だけ高額になっている。理由がわからないまま支出しているが、どう考えているか。

また、1神社においては例大祭以外にも支出しているが、町の立場から一歩踏み込みすぎではないか。

答弁：例大祭へは地域文化の向上に寄与し、地域活動の活性化に資することから、例年、町長交際費を支出しておりますが、担当課長からもお答えしたとおり金額の妥当性を欠いていたことから、今後改めてまいりたいと考えております。また、例大祭以外への支出についても、他の行事と不公平が生じないように行事内容をよく把握するなど適正な交際費の執行に努めてまいりたいと考えております。

7. 活力のあるまちづくり推進助成金について

質問：町内にまちづくり活動の拠点がない団体に対し、支出していたことに対して町としてどう考えるか。

答弁：町内にまちづくり活動の拠点がない団体に対しての支出に対する考え方でございますが、令和6年6月定例会で条例改正いたしました「七飯町まちづくり推進条例」の改正前の助成対象団体を規定する、条例第27条については、「町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている構成員が5人以上の団体」と規定されており、団体の代表者について、町内に住所を有する条件について規定がなかったことから、実施された事業に対し助成をしておりました。

今年度改正した、改正後の条例につきましては、「町内に住所を有する者が代表者である団体」等の規定を加え、今年度以降は町内に住所を有さない団体、代表者への助成ができないものとなっておりますのでご理解頂きたいと思えます。

◇ 不認定理由

討論において、不認定理由として以下の項目が挙げられた。

1. 道の駅「なないろ・ななえ」指定管理への問題

町は指定管理契約に基づく契約を責任をもって管理運営する義務を怠り、水質基準を満たさない排水を継続させ続けた事は、河川管理者としてあるまじき行為であった。

また、道の駅合併浄化槽の問題が発覚後の町の対応には緊張感や責任感が確認できず、町民の信頼を大きく失墜したことは重大な反省点としなければならない。

2. 七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験の問題

町民の移動手段を確保するための公共交通を検討する第一段階の実証実験として自動車運転免許証を持たない70歳以上の方を対象とした実証実験を昨年2月より5月までの4ヶ月間、5,400万円程の予算を持って実行いたしましたが、結果は予算執行率14%と、あまりにも利用者の少ないものであった。

当初より理事者側は「この仕組みは町内全域で全町民を対象とすることは不可能」と説明した上で行った実験であり、持続可能な公共交通を検討するに足りるデータ収集には役立たなかったと言わざるを得ない。

3. 社会教育施設整備事業の問題

町長は令和5年度の七飯町施政方針で「図書館とスポーツセンターの基本構想・基本計画に着手してまいります」と表明し、その後、検討委員会を立ち上げ取り組んできたが、令和6年1月30日の第3回検討委員会で、これまで計画になかった緊急性のある5つの事業を優先して取り組むと表明したが、これは公約違反である。5つの事業のうち、耐震性のある七飯中学校や大中山中学校の長寿命化工事については、今後40年もたせるための工事であり、緊急性はない。

一方、本町地域センターにある図書室については、地域センターが老朽化し耐震性もなく、耐用年数を超えており危険な建築物となっており、地域センターの中に入っている図書室、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会に、町は他の施設に移転するよう促してきたが、図書室については、移転ではなく図書館の建設を優先して取り組むべきではないか。また、スポーツセンターについても、耐震性がないことから、5事業より優先して取り組むべきである。

予期せぬ事態が発生した場合には変更されることは理解できるが、細かな問題解決を的確に実施していれば防げた問題もあると考えられ、現実をしっかりと見極め直ちに対応策を実施しなかった事は町の最高責任者として問題である。

よって令和5年度七飯町一般会計決算認定に反対を表明する。

以上、本会計について、委員長を除く出席委員10名で起立採決をした結果、賛成0名、反対10名により不認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	3,189,872,341
2. 歳 出	総 額	3,182,880,384
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	6,991,957
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費繰次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質	収 支 額	6,991,957
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,189,872,341円、歳出総額は3,182,880,384円で、実質収支額は6,991,957円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,908,843円の赤字となったが、6,565,000円の国民健康保険財政調整基金への積立てを行い、基金残高は175,321,441円となっており今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入 総 額		477,954,566
2. 歳 出 総 額		471,201,630
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		6,752,936
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		6,752,936
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は477,954,566円、歳出総額は471,201,630円で、実質収支額は6,752,936円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号 令和5年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入 総 額		3,027,572,195
2. 歳 出 総 額		2,922,874,660
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		104,697,535
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		104,697,535
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,027,572,195円、歳出総額は2,922,874,660円で、実質収支額は104,697,535円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の11,296,980円とな

っており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号 令和5年度七飯町水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

総収益 480,161,975 円で 6,002,326 円の減少、総費用 439,235,075 円で 4,501,093 円の減少、差し引き当年度純利益は 40,926,900 円となり、前年度繰越利益剰余金 65,612,352 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 106,539,252 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 106,539,252 円から、令和6年度に減債積立金 10,000,000 円、建設改良積立金 20,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 76,539,252 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号 令和5年度七飯町下水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

総収益 776,374,352 円で 60,713,983 円の増加、総費用 767,086,942 円で 51,820,125 円の増加、差し引き当年度純利益は 9,287,410 円となり、前年度繰越利益剰余金 26,457,534 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 35,744,944 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 35,744,944 円から、令和6年度に減債積立金 6,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 29,744,944 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。